

中华人民共和国国家发展和改革委员会
中华人民共和国商务部
令
第 32 号

《外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2020 年版）》已经党中央、国务院同意，现予以发布，自 2020 年 7 月 23 日起施行。2019 年 6 月 30 日国家发展和改革委员会、商务部发布的《外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2019 年版）》同时废止。

国家发展和改革委员会主任：何立峰
商务部部长：钟山
2020 年 6 月 23 日

外商投资准入特别管理措施
（负面清单）（2020 年版）
说明

一、《外商投资准入特别管理措施（负面清单）》（以下简称《外商投资准入负面清单》）统一列出股权要求、高管要求等外商投资准入方面的特别管理措施。《外商投资准入负面清单》之外的领域，按照内外资一致原则实施管理。

二、《外商投资准入负面清单》对部分领域列出了取消或放宽准入限制的过渡期，过渡期满后将按时取消或放宽其准入限制。

三、境外投资者不得作为个体工商户、个人独资企业投资人、农民专业合作社成员，从事投资经营活动。

四、有关主管部门在依法履行职责过程中，对境外投资者拟投资《外商投资准入负面清单》内领域，但不符合《外商投资准入负面清单》规定的，不予办理许可、企业登记注册等相关事项；涉及固定资产投资项目核准的，不予办理相关核准事项。投资有股权要求的领域，不得设立外商投资合伙企业。

中華人民共和國國家發展改革委員會
中華人民共和國商務部
令
第 32 号

《外商投資參入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020 年版）》は、すでに中国共産党中央委員会・國務院の同意を経たため、ここに公布し、2020 年 7 月 23 日より施行する。2019 年 6 月 30 日に國家發展改革委員會・商務部が公布した《外商投資參入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019 年版）》は同時に廃止する。

國家發展改革委員會主任：何立峰
商務部部長：鐘山
2020 年 6 月 23 日

外商投資參入特別管理措置
（ネガティブリスト）（2020 年版）
説明

一、《外商投資參入特別管理措置（ネガティブリスト）》（以下《外商投資參入ネガティブリスト》）は、出資要求・高級管理人員要求などの外商投資參入方面における特別管理措置を統一的に列挙している。《外商投資參入ネガティブリスト》以外の分野は、内外資一致原則に基づき管理を実施する。

二、《外商投資參入ネガティブリスト》は、一部の分野について參入制限の取消あるいは緩和の移行期間を列挙しており、移行期間の満了後は、期日通りにその參入制限を取消あるいは緩和する。

三、国外投資家は、個人工商業者・個人獨資企業の投資家・農民専門合作社メンバーとして、投資・経営活動に従事してはならない。

四、関連主管部門は、法に基づき職責を履行する過程において、国外投資家が行う予定の《外商投資參入ネガティブリスト》内の分野への投資が、《外商投資參入ネガティブリスト》の規定に合致しない場合について、許可・企業の登記登録などの関連事項を取り扱わない；固定資産投資プロジェクトの批准に関わる場合、関連批准事項を取り扱わない。出資要求のある分野に投資する場合、外商投資パートナー企業を設立してはならない。

<p>五、经国务院有关主管部门审核并报国务院批准，特定外商投资可以不适用《外商投资准入负面清单》中相关领域的规定。</p> <p>六、境内公司、企业或自然人以其在境外合法设立或控制的公司并购与其有关联关系的境内公司，按照外商投资、境外投资、外汇管理等有关规定办理。</p> <p>七、《外商投资准入负面清单》中未列出的文化、金融等领域与行政审批、资质条件、国家安全等相关措施，按照现行规定执行。</p> <p>八、《内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《海峡两岸经济合作框架协议》及其后续协议、我国缔结或者参加的国际条约、协定对境外投资者准入待遇有更优惠规定的，可以按照相关规定执行。在自由贸易试验区等特殊经济区域对符合条件的投资者实施更优惠开放措施的，按照相关规定执行。</p> <p>九、《外商投资准入负面清单》由国家发展改革委、商务部会同有关部门负责解释。</p>	<p>五、国务院の関連主管部門の審査を経て、かつ国务院に報告して批准を受けた場合、特定の外商投資に《外商投資参入ネガティブリスト》内の関連分野の規定を適用しないことができる。</p> <p>六、国内の会社・企業あるいは自然人が国外で合法的に設立したあるいは支配する会社により、その関連関係を有する国内会社を合併・買収する場合、外商投資・国外投資・外貨管理などの関連規定に基づき行う。</p> <p>七、《外商投資参入ネガティブリスト》内に列挙されていない文化・金融などの分野の行政審査批准・資質条件・国家安全などに関わる措置は、現行の規定に基づき執行する。</p> <p>八、《中国本土および香港のさらに緊密な経済・貿易関係構築に関する手配》およびその後続協議・《中国本土およびマカオのさらに緊密な経済・貿易関係構築に関する手配》およびその後続協議・《海峡两岸の経済協力の枠組協議》およびその後続協議・我が国が締結あるいは参加している国際条約・協定に国外投資家の参入待遇に対してさらに優遇規定がある場合、関連規定に基づき執行する。自由貿易試験区などの特殊経済区域において条件に合致する投資家に対してさらに優遇的開放措置を実施している場合、関連規定に基づき執行する。</p> <p>九、《外商投資参入ネガティブリスト》は、国家發展改革委員会・商務部が関連部門と共同で解釈の責を負う。</p>
--	--

外商投資准入特別管理措施（負面清單）（2020年版）
外商投資參入特別管理措施（ネガティブリスト）（2020年版）

序号 (番号)	特別管理措施	特別管理措施 (日本語参考訳)
一、农、林、牧、渔业 一、農業・林業・牧畜業・漁業		
1	小麦新品种选育和种子生产的中方股比不低于34%、玉米新品种选育和种子生产须由中方控股。	小麦の新品種の選育成および種子の生産の中国側の出資比率は34%を下回らず、とうもろこしの新品種の選育成および種子の生産は必ず中国側の持分支配でなければならない。
2	禁止投资中国稀有和特有的珍贵优良品种的研发、养殖、种植以及相关繁殖材料的生产（包括种植业、畜牧业、水产业的优良基因）。	中国の希少かつ特有な貴重・優良品種の研究開発・養殖・栽培および関連繁殖材料の生産（栽培業・牧畜業・水産業の優良遺伝子を含む）への投資を禁止。
3	禁止投资农作物、种畜禽、水产苗种转基因品种选育及其转基因种子（苗）生产。	農作物、繁殖用の家畜・家禽、水産苗種の遺伝子組み換え品種の選育成およびその遺伝子組み換え種子（苗）の生産への投資を禁止。
4	禁止投资中国管辖海域及内陆水域水产品捕捞。	中国管轄海域および内陸水域の水産品漁獲への投資を禁止。
二、采矿业 二、採鉱業		
5	禁止投资稀土、放射性矿产、钨勘查、开采及选矿。	レアアース・放射性鉱物・タングステンの探査・採掘および選鉱への投資を禁止。
三、制造业 三、製造業		
6	出版物印刷须由中方控股。	出版物の印刷は、必ず中国側の持分支配でなければならない。
7	禁止投资中药饮片的蒸、炒、炙、煅等炮制技术的应用及中成药保密处方产品的生产。	漢方煎じ薬の蒸す・炒める・炙る・焼くなどの精製技術の応用および漢方薬の秘伝処方製品の生産への投資を禁止。
8	除专用车、新能源汽车、商用车外，汽车整车制造的中方股比不低于50%，同一家外商可在国内建立两家及两家以下生产同类整车产品的合资企业。（2022年取消乘用车制造外资股比限制以及同一家外商可在国内建立两家及两家以下生产同类整车产品的合资企业的限制）	特殊用途自動車・新エネルギー車・商用車を除き、完成車製造の中国側の出資比率は50%を下回らず、同一の外国企業は国内で2社及び2社以下の同種の完成車製品を生産する合併企業を設立することができる。（2022年に乗用車製造の外資出資比率の制限、および同一の外国企業に対する同種の完成車製品生産合併企業の設立は国内で2社までとの制限を取り消す）
9	卫星电视广播地面接收设施及关键件生产。	衛星テレビ放送の地上受信設備および重要部品の生産。
四、电力、热力、燃气及水生产和供应业 四、電力・熱エネルギー・ガスおよび水の生産・供給業		
10	核电站的建设、经营须由中方控股。	原子力発電所の建設・経営は、必ず中国側の持分支配でなければならない。
五、批发和零售业 五、卸売および小売業		
11	禁止投资烟叶、卷烟、复烤烟叶及其他烟草制品的批发、零售。	葉タバコ・巻タバコ・再乾燥葉タバコ及びその他のタバコ製品の卸売・小売への投資を禁止。
六、交通运输、仓储和邮政业 六、交通運輸・倉庫保管および郵政業		
12	国内水上运输公司须由中方控股。	国内水上運輸会社は、必ず中国側の持分支配でなければならない。
13	公共航空运输公司须由中方控股，且一家外商及其关联企业投资比例不得超过25%，法定代表人须由中国籍公民担任。通用航空公司的法定代表人须由中国籍公民担任，其中农、林、渔业通用航空公司限于合资，其他通用航空公司限于中方控股。	公共航空運輸会社は、必ず中国側の持分支配でなければならない。かつ一社の外国企業およびその関連企業の投資比率は25%を超えてはならず、法定代表人は必ず中国籍公民が務めなければならない。一般航空会社の法定代表人は必ず中国籍公民が務めなければならない。このうち農業・林業・漁業の一般航空会社は合併に限定し、その他の一般航空会社は中国側の持分支配に限定。
14	民用机场的建设、经营须由中方相对控股。外方不得参与建设、运营机场塔台。	民間空港の建設・経営は、必ず中国側の相対持分支配でなければならない。外国側は、空港の管制塔の建設・経営に参与してはならない。
15	禁止投资邮政公司、信件的国内快递业务。	郵政企業・郵便物の国内速達業務への投資を禁止。

七、信息传输、软件和信息技术服务业 七、情報配信・ソフトウェアおよび情報技術サービス業		
16	电信公司：限于中国入世承诺开放的电信业务，增值电信业务的外资股比不超过50%（电子商务、国内多方通信、存储转发类、呼叫中心除外），基础电信业务须由中方控股。	電信会社：中国がWTO加盟時に開放を承諾した電信業務に限定、付加価値電信業務の外資出資比率は50%を超えず（電子商取引・国内マルチ通信・データ保存転送類・コールセンターを除く）、基礎電信業務は必ず中国側の持分支配でなければならない。
17	禁止投资互联网新闻信息服务、网络出版服务、网络视听节目服务、互联网文化经营（音乐除外）、互联网公众发布信息服务（上述服务中，中国入世承诺中已开放的内容除外）。	インターネット報道情報サービス・インターネット出版サービス・インターネット視聴番組サービス・インターネット文化経営（音楽を除く）・インターネット公衆情報公布サービスへの投資を禁止（上述のサービスの内、中国がWTO加盟時にすでに開放を承諾した内容を除く）。
八、租赁和商务服务业 八、リースおよびビジネスサービス業		
18	禁止投资中国法律事务（提供有关中国法律环境影响的信息除外），不得成为国内律师事务所合伙人。	中国の法律事務への投資を禁止し（中国の法律環境に影響する情報の提供を除く）、国内弁護士事務所のパートナーになってはならない。
19	市场调查限于合资，其中广播电视收听、收视调查须由中方控股。	市場調査は合弁に限定し、このうちラジオ・テレビの視聴率調査は必ず中国側の持分支配でなければならない。
20	禁止投资社会调查。	社会調査への投資を禁止。
九、科学研究和技术服务业 九、科学研究および技術サービス業		
21	禁止投资人体干细胞、基因诊断与治疗技术开发和应用。	人体幹細胞・遺伝子診断および治療技術の開発および応用への投資を禁止。
22	禁止投资人文社会科学研究机构。	人文社会科学研究機関への投資を禁止。
23	禁止投资大地测量、海洋测绘、测绘航空摄影、地面移动测量、行政区域界线测绘、地形图、世界政区地图、全国政区地图、省级及以下政区地图、全国性教学地图、地方性教学地图、真三维地图和导航电子地图编制，区域性的地质填图、矿产地质、地球物理、地球化学、水文地质、环境地质、地质灾害、遥感地质等调查（矿业权人在其矿业权范围内开展工作不受此特别管理措施限制）。	大地の測量・海洋の測量作図・測量作図航空撮影・地上移動測量・行政区境界線の測量作図、地形図・世界行政区地図・全国行政区地図・省級およびそれ以下の行政区地図・全国教学地図・地方教学地図、3D地図およびナビゲーション電子地図の編成、地域性的地質調査図・鉱物地質・地球物理・地球化学・水文地質・環境地質・地質災害・地質リモートセンシングなどの調査への投資を禁止（鉱業権を有する者がその鉱業権の範囲内で行う業務は特別管理措置の制限を受けない）。
十、教育 十、教育		
24	学前、普通高中和高等教育机构限于中外合作办学，须由中方主导（校长或者主要行政负责人应当具有中国国籍，理事会、董事会或者联合管理委员会的中方组成人员不得少于1/2）。	就学前・普通高校及び高等教育機関は、中外合作による学校運営に限定し、必ず中国側主導でなければならない（校長もしくは主要行政責任者は中国国籍を有していなければならない、理事会・董事会もしくは連合管理委員会の中国側メンバーは1/2を下回ってはならない）。
25	禁止投资义务教育机构、宗教教育机构。	義務教育機関・宗教教育機関への投資を禁止。
十一、卫生和社会工作 十一、衛生および社会業務		
26	医疗机构限于合资。	医療機関は合弁に限定。
十二、文化、体育和娱乐业 十二、文化・スポーツおよび娯楽業		
27	禁止投资新闻机构（包括但不限于通讯社）。	報道機関（通信社を含むがこれに限らない）への投資を禁止。
28	禁止投资图书、报纸、期刊、音像制品和电子出版物的编辑、出版、制作业务。	図書、新聞、定期刊行物、音声・映像製品及び電子出版物の編集・出版・制作業務への投資を禁止。
29	禁止投资各级广播电台（站）、电视台（站）、广播电视频道（率）、广播电视传输覆盖网（发射台、转播台、广播电视卫星、卫星上行站、卫星收转站、微波站、监测台及有线广播电视传输覆盖网等），禁止从事广播电视视频点播业务和卫星电视广播地面接收设施安装服务。	各級のラジオ局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ放送ネットワーク（送信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星アップリンク局、衛星受信中継ステーション、マイクロ波中継ステーション、モニタリング局および有線ラジオテレビ放送ネットワークなど）への投資を禁止し、ラジオ・テレビ視聴オンデマンド業務および衛星テレビ・ラジオ地上受信設備の設置サービスへの従事を禁止。
30	禁止投资广播电视节目制作经营（含引进业务）公司。	ラジオ・テレビ番組の制作経営（誘致業務を含む）会社への投資を禁止。
31	禁止投资电影制作公司、发行公司、院线公司以及电影引进业务。	映画制作会社・配給会社・映画館チェーン会社および映画誘致業務への投資を禁止。
32	禁止投资文物拍卖的拍卖公司、文物商店和国有文物博物馆。	文化財競売の競売会社・骨董品店および国有文化財の博物館への投資を禁止。
33	禁止投资文艺表演团体。	文芸公演団体への投資を禁止。

中华人民共和国国家发展和改革委员会
中华人民共和国商务部
令
第 33 号

《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2020 年版）》已经党中央、国务院同意，现予以发布，自 2020 年 7 月 23 日起施行。2019 年 6 月 30 日国家发展和改革委员会、商务部发布的《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2019 年版）》同时废止。

国家发展和改革委员会主任：何立峰
商务部部长：钟山
2020 年 6 月 23 日

自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施
（负面清单）（2020 年版）
说明

一、《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）》（以下简称《自贸试验区负面清单》）统一列出股权要求、高管要求等外商投资准入方面的特别管理措施，适用于自由贸易试验区。《自贸试验区负面清单》之外的领域，按照内外资一致原则实施管理。

二、《自贸试验区负面清单》对部分领域列出了取消或放宽准入限制的过渡期，过渡期满后将按时取消或放宽其准入限制。

三、境外投资者不得作为个体工商户、个人独资企业投资人、农民专业合作社成员，从事投资经营活动。

四、有关主管部门在依法履行职责过程中，对境外投资者拟投资《自贸试验区负面清单》内领域，但不符合《自贸试验区负面清单》规定的，不予办理许可、企业登记注册等相关事项；涉及固定资产投资项目核准的，不予办理相关核准事项。投资有股权要求的领域，不得设立外商投资合伙企业。

中華人民共和國國家發展改革委員會
中華人民共和國商務部
令
第 33 号

《自由貿易試驗區外商投資參入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020 年版）》は、すでに中国共産党中央委員会・國務院の同意を経たため、ここに公布し、2020 年 7 月 23 日より施行する。2019 年 6 月 30 日に国家發展改革委員會・商務部が公布した《自由貿易試驗區外商投資參入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019 年版）》は、同時に廃止する。

國家發展改革委員會主任：何立峰
商務部部長：鐘山
2020 年 6 月 23 日

自由貿易試驗區外商投資參入特別管理措置
（ネガティブリスト）（2020 年版）
説明

一、《自由貿易試驗區外商投資參入特別管理措置（ネガティブリスト）》（以下《自貿試驗區ネガティブリスト》）は、出資要求・高級管理人員要求などの外商投資參入方面における特別管理措置を統一的に列挙しており、自由貿易試驗區に適用する。《自貿試驗區ネガティブリスト》以外の分野は、内外資一致原則に基づき管理を実施する。

二、《自貿試驗區ネガティブリスト》は、一部の分野について參入制限の取消あるいは緩和の移行期間を列挙しており、移行期間の満了後は、期日通りにその參入制限を取消あるいは緩和する。

三、国外投資家は、個人工商業者・個人獨資企業の投資家・農民専門合作社メンバーとして、投資・経営活動に従事してはならない。

四、関連主管部門は、法に基づき職責を履行する過程において、国外投資家が行う予定の《自貿試驗區ネガティブリスト》内の分野への投資が、《自貿試驗區ネガティブリスト》の規定に合致しない場合について、許可・企業の登記登録などの関連事項を取り扱わない；固定資産投資プロジェクトの批准に関わる場合、関連批准事項を取り扱わない。出資要求のある分野に投資する場合、外商投資パートナー企業を設立してはならない。

<p>五、经国务院有关主管部门审核并报国务院批准，特定外商投资可以不适用《自贸试验区负面清单》中相关领域的规定。</p> <p>六、境内公司、企业或自然人以其在境外合法设立或控制的公司并购与其有关联关系的境内公司，按照外商投资、境外投资、外汇管理等有关规定办理。</p> <p>七、《自贸试验区负面清单》中未列出的文化、金融等领域与行政审批、资质条件、国家安全等相关措施，按照现行规定执行。</p> <p>八、《内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《海峡两岸经济合作框架协议》及其后续协议、我国缔结或者参加的国际条约、协定对境外投资者准入待遇有更优惠规定的，可以按照相关规定执行。</p> <p>九、《自贸试验区负面清单》由国家发展改革委、商务部会同有关部门负责解释。</p>	<p>五、国务院の関連主管部門の審査を経て、かつ国务院に報告して批准を受けた場合、特定の外商投資に《自贸试验区ネガティブリスト》内の関連分野の規定を適用しないことができる。</p> <p>六、国内の会社・企業あるいは自然人が国外で合法的に設立したあるいは支配する会社により、その関連関係を有する国内会社を合併・買収する場合、外商投資・国外投資・外貨管理などの関連規定に基づき行う。</p> <p>七、《自贸试验区ネガティブリスト》内に列挙されていない文化・金融などの分野の行政審査批准・資質条件・国家安全などに関わる措置は、現行の規定に基づき執行する。</p> <p>八、《中国本土および香港のさらに緊密な経済・貿易関係構築に関する手配》およびその後続協議・《中国本土およびマカオのさらに緊密な経済・貿易関係構築に関する手配》およびその後続協議・《海峡两岸の経済協力の枠組協議》およびその後続協議・我が国が締結あるいは参加している国際条約・協定に国外投資家の参入待遇に対してさらに優遇規定がある場合、関連規定に基づき執行する。</p> <p>九、《自贸试验区ネガティブリスト》は、国家发展改革委員会・商務部が関連部門と共同で解釈の責を負う。</p>
---	--

自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2020年版）
自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）

序号 (番号)	特別管理措施	特別管理措置（日本語参考訳）
一、农、林、牧、渔业 一、農業・林業・牧畜業・漁業		
1	小麦、玉米新品种选育和种子生产的中方股比不低于34%。	小麦・とうもろこしの新品種の選択育成および種子生産の中国側の出資比率は34%を下回らないこと。
2	禁止投资中国稀有和特有的珍贵优良品种的研发、养殖、种植以及相关繁殖材料的生产（包括种植业、畜牧业、水产业的优良基因）。	中国の希少かつ特有な貴重・優良品種の研究開発・養殖・栽培および関連繁殖材料の生産（栽培業・牧畜業・水産業の優良遺伝子を含む）への投資を禁止。
3	禁止投资农作物、种畜禽、水产苗种转基因因品种选育及其转基因种子（苗）生产。	農作物、繁殖用の家畜・家禽、水産苗種の遺伝子組み換え品種の選択育成およびその遺伝子組み換え種子（苗）の生産への投資を禁止。
二、采矿业 二、採掘業		
4	禁止投资稀土、放射性矿产、钨勘查、开采及选矿。（未经允许，禁止进入稀土矿区或取得矿山地质资料、矿石样品及生产工艺技术。）	レアアース・放射性鉱物・タングステンの探査・採掘および選鉱への投資を禁止。（許可を経ないレアアース鉱区への進入もしくは鉱山地質資料・鉱石サンプルおよび生産工程技術の取得を禁止。）
三、制造业 三、製造業		
5	除专用车、新能源汽车、商用车外，汽车整车制造的中方股比不低于50%，同一家外商可在国内建立两家及两家以下生产同类整车产品的合资企业。（2022年取消乘用车制造外资股比限制以及同一家外商可在国内建立两家及两家以下生产同类整车产品的合资企业的限制）	特殊用途自動車・新エネルギー車・商用車を除き、完成車製造の中国側の出資比率は50%を下回らず、同一の外国企業は国内で2社および2社以下の同種の完成車製品を生産する合弁企業を設立することができる。（2022年に乗用車製造の外資出資比率の制限、および同一の外国企業に対する同種の完成車製品生産合弁企業の設立は国内で2社までとの制限を取り消す）
6	卫星电视广播地面接收设施及关键件生产。	衛星テレビ放送の地上受信設備および重要部品の生産。
四、电力、热力、燃气及水生产和供应业 四、電力・熱エネルギー・ガスおよび水の生産・供給業		
7	核电站的建设、经营须由中方控股。	原子力発電所の建設・経営は、必ず中国側の持分支配でなければならない。
五、批发和零售业 五、卸売および小売業		
8	禁止投资烟叶、卷烟、复烤烟叶及其他烟草制品的批发、零售。	葉タバコ・巻タバコ・再乾燥葉タバコおよびその他のタバコ製品の卸売・小売への投資を禁止。
六、交通运输、仓储和邮政业 六、交通運輸・倉庫保管および郵政業		
9	国内水上运输公司须由中方控股。（且不得经营或租用中国籍船舶或者舱位等方式变相经营国内水路运输业务及其辅助业务；水路运输经营者不得使用外国籍船舶经营国内水路运输业务，但经中国政府批准，在国内没有能够满足所申请运输要求的中国籍船舶，并且船舶停靠的港口或者水域为对外开放的港口或者水域的情况下，水路运输经营者可以在中国政府规定的期限或者航次内，临时使用外国籍船舶经营中国港口之间的海上运输和拖航。）	国内水上運輸会社は、必ず中国側の持分支配でなければならない。（かつ中国籍の船舶もしくは船腹の経営あるいはチャーターなどの方式で形態を変えて国内水路運輸業務およびその補助業務を経営してはならない；水路運輸経営者は外国籍の船舶を使用して国内水路運輸業務を経営してはならないが、中国政府の批准を経て、国内に運輸申請の要求を充足することができる中国籍の船舶がなく、かつ船舶が停泊する港湾もしくは水域が対外開放の港湾もしくは水域である場合、水路運輸経営者は中国政府が規定する期限もしくは運航数内で外国籍の船舶を臨時で使用して中国港湾間の海上運輸および曳航を営むことができる。）
10	公共航空运输公司须由中方控股，且一家外商及其关联企业投资比例不得超过25%，法定代表人须由中国籍公民担任。通用航空公司的法定代表人须由中国籍公民担任，其中农、林、渔业通用航空公司限于合资，其他通用航空公司限于中方控股。（只有中国公共航空运输企业才能经营国内航空服务，并作为中国指定承运人提供定期和不定期国际航空服务。）	公共航空運輸会社は、必ず中国側の持分支配でなければならない。かつ一社の外国企業およびその関連企業の投資比率は25%を超えてはならず、法定代表人は必ず中国籍公民が務めなければならない。一般航空会社の法定代表人は必ず中国籍公民が務めなければならない。このうち農業・林業・漁業の一般航空会社は合弁に限定し、その他の一般航空会社は中国側の持分支配に限定。（中国公共航空運輸企業に限り、国内航空サービスを営み、中国指定輸送業者として定期および不規則の国際航空サービスを提供することができる。）
11	民用机场的建设、经营须由中方相对控股。外方不得参与建设、运营机场塔台。	民間空港の建設・経営は、必ず中国側の相対持分支配でなければならない。外国側は、空港の管制塔の建設・経営に参与してはならない。
12	禁止投资邮政公司（和经营邮政服务）、信件的国内快递业务。	郵政企業（および郵政サービスの経営）・郵便物の国内速達業務への投資を禁止。

七、信息传输、软件和信息技术服务业 七、情報配信・ソフトウェアおよび情報技術サービス業		
13	电信公司：限于中国入世承诺开放的电信业务，增值电信业务的外资股比不超过50%（电子商务、国内多方通信、存储转发类、呼叫中心除外），基础电信业务须由中方控股（且经营者须为依法设立的专门从事基础电信业务的公司）。上海自贸试验区原有区域（28.8平方公里）试点政策推广至所有自贸试验区执行。	電信会社：中国がWTO加盟時に開放を承諾した電信業務に限定、付加価値電信業務の外資出資比率は50%を超えず（電子商取引・国内マルチ通信・保存転送類・コールセンターを除く）、基礎電信業務は必ず中国側の持分支配でなければならない（かつ経営者は必ず法に基づき設立した専門的に基礎電信業務に従事する会社でなければならない）。上海自贸試験区の旧エリア（28.8km ² ）の試行政策は、すべての自贸試験区に普及させて執行する。
14	禁止投资互联网新闻信息服务、网络出版服务、网络视听节目服务、互联网文化经营（音乐除外）、互联网公众发布信息服务（上述服务中，中国入世承诺中已开放的内容除外）。	インターネット報道情報サービス・インターネット出版サービス・インターネット視聴番組サービス・インターネット文化経営（音楽を除く）・インターネット公衆情報公布サービスへの投資を禁止（上述のサービスの内、中国がWTO加盟時にすでに開放を承諾した内容を除く）。
八、租赁和商务服务业 八、リースおよびビジネスサービス業		
15	禁止投资中国法律事务（提供有关中国法律环境影响的信息除外），不得成为国内律师事务所合伙人。（外国律师事务所只能以代表机构的方式进入中国，且不得聘用中国执业律师，聘用的辅助人员不得为当事人提供法律服务；如在华设立代表机构、派驻代表，须经中国司法行政部门许可。）	中国の法律事務への投資を禁止し（中国の法律環境に影響する情報の提供を除く）、国内弁護士事務所のパートナーになってはならない。（外国弁護士事務所は代表機構の方式でのみ中国に進出することができ、かつ中国の業務執行弁護士を雇用してはならず、雇用する補助人員は当事者に法律サービスを提供してはならない；中国における代表機構の設立、代表の派遣・駐在は、必ず中国司法行政部門の許可を経なければならない。）
16	市场调查限于合资，其中广播电视收听、收视调查须由中方控股。	市場調査は合弁に限定し、このうちラジオ・テレビの視聴率調査は必ず中国側の持分支配でなければならない。
17	禁止投资社会调查。	社会調査への投資を禁止。
九、科学研究和技术服务业 九、科学研究および技術サービス業		
18	禁止投资人体干细胞、基因诊断与治疗技术开发和应用。	人体幹細胞・遺伝子診断および治療技術の開発・応用への投資を禁止。
19	禁止投资人文社会科学研究机构。	人文社会科学研究機関への投資を禁止。
20	禁止投资大地测量、海洋测绘、测绘航空摄影、地面移动测量、行政区域界线测绘、地形图、世界政区地图、全国政区地图、省级及以下政区地图、全国性教学地图、地方性教学地图、真三维地图和导航电子地图编制，区域性的地质填图、矿产地质、地球物理、地球化学、水文地质、环境地质、地质灾害、遥感地质等调查（矿业权人在其矿业权范围内开展工作不受此特别管理措施限制）。	大地の測量・海洋の測量作図・航空撮影測量作図・地上移動測量・行政区域境界線の測量作図、地形図・世界行政区地図・全国行政区地図・省級およびそれ以下の行政区地図・全国教学地図・地方教学地図・3D地図およびナビゲーション電子地図の編制、地域性的地質調査図・鉱物地質・地球物理・地球化学・水文地質・環境地質・地質災害・地質リモートセンシングなどの調査への投資を禁止（鉱業権を有する者がその鉱業権の範囲内で行う業務は特別管理措置の制限を受けない）。
十、教育 十、教育		
21	学前、普通高中和高等教育机构限于中外合作办学，须由中方主导（校长或者主要行政负责人应当具有中国国籍（且在中国境内定居），理事会、董事会或者联合管理委员会的中方组成人员不得少于1/2）。（外国教育机构、其他组织或者个人不得单独设立以中国公民为主要招生对象的学校及其他教育机构（不包括非学制类职业培训机构、学制类职业教育机构），但是外国教育机构可以同中国教育机构合作举办以中国公民为主要招生对象的教育机构。）	就学前・普通高校および高等教育機関は、中外合作による学校運営に限定し、必ず中国側主導でなければならない（校長もしくは主要行政責任者は中国国籍を有していなければならない（かつ中国区内に定住）、理事会・董事会もしくは連合管理委員会の中国側メンバーは1/2を下回ってはならない）。（外国教育機関・その他の組織もしくは個人は、単独で中国公民を主要な募集対象とする学校およびその他の教育機関を設立してはならないが（非学制類の職業技能研修・学制類の職業教育機関を含まない）、外国教育機関は中国教育機関との合作により中国公民を主要な募集対象とする教育機関を運営することができる。）
22	禁止投资义务教育机构、宗教教育机构。	義務教育機関・宗教教育機関への投資を禁止。
十一、卫生和社会工作 十一、衛生および社会業務		
23	医疗机构限于合资。	医療機関は合弁に限定。
十二、文化、体育和娱乐业 十二、文化・スポーツおよび娯楽業		
24	禁止投资新闻机构（包括但不限于通讯社）。（外国新闻机构在中国境内设立常驻新闻机构、向中国派遣常驻记者，须经中国政府批准。外国通讯社在中国境内提供新闻的服务业务须由中国政府审批。中外新闻机构业务合作，须中方主导，且须经中国政府批准。）	報道機関（通信社を含むがこれに限らない）への投資を禁止。（外国報道機関が中国国内で常駐報道機関を設立し、中国に駐在記者を派遣する場合、必ず中国政府の批准を経なければならない。外国通信社の中国国内におけるニュース提供サービス業務は、必ず中国政府の審査批准を経なければならない。中外報道機関の業務提携は必ず中国側主導でなければならない、かつ中国政府の批准を経なければならない。）

25	禁止投资图书、报纸、期刊、音像制品和电子出版物的编辑、出版、制作业务。（但经中国政府批准，在确保合作中方的经营主导权和内容终审权并遵守中国政府批复的其他条件下，中外出版单位可进行新闻出版中外合作出版项目。未经中国政府批准，禁止在中国境内提供金融信息服务。）	図書、新聞、定期刊行物、音声・映像製品及び電子出版物の編集・出版・制作業務への投資を禁止。（ただし、中国政府的批准を経て、提携する中国側の経営主導権および内容の最終審査権を保証かつ中国政府が批准回答したその他条件を遵守する場合、中外出版単位は報道出版の中外合作出版プロジェクトを行うことができる。中国政府的批准を経ていない中国国内での金融情報サービスの提供を禁止。）
26	禁止投资各级广播电台（站）、电视台（站）、广播电视频道（率）、广播电视传输覆盖网（发射台、转播台、广播电视卫星、卫星上行站、卫星收转站、微波站、监测台及有线广播电视传输覆盖网等），禁止从事广播电视视频点播业务和卫星电视广播地面接收设施安装服务。（对境外卫星频道落地实行审批制度。）	各級のラジオ局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ放送ネットワーク（送信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星アップリンク局、衛星受信の中継ステーション、マイクロ波中継ステーション、モニタリング局および有線ラジオテレビ放送ネットワークなど）への投資を禁止し、ラジオ・テレビ視聴オンデマンド業務および衛星テレビ・ラジオ地上受信設備の設置サービスへの従事を禁止。（国外衛星チャンネルに対して審査批准制度を実行する。）
27	禁止投资广播电视节目制作经营（含引进业务）公司。（引进境外影视剧和以卫星传送方式引进其他境外电视节目由广电总局指定的单位申报。对中外合作制作电视剧（含电视动画片）实行许可制度。）	ラジオ・テレビ番組の制作経営（誘致業務を含む）会社への投資を禁止。（国外映画・テレビドラマの導入および衛星配信方式によるその他の国外テレビ番組の誘致は、国家新聞出版广电总局が指定する単位により申告する。中外合作によるテレビドラマ（テレビアニメを含む）の制作に対して許可制度を実行。）
28	禁止投资电影制作公司、发行公司、院线公司以及电影引进业务。（但经批准，允许中外企业合作摄制电影。）	映画制作会社・配給会社・映画館チェーン会社および映画誘致業務への投資を禁止。（ただし、批准を経た中外企業提携による映画撮影・制作を許可。）
29	禁止投资文物拍卖的拍卖公司、文物商店和国有文物博物馆。（禁止不可移动文物及国家禁止出境的文物转让、抵押、出租给外国人。禁止设立与经营非物质文化遗产调查机构；境外组织或个人在中国境内进行非物质文化遗产调查和考古调查、勘探、发掘，应采取与中国合作的形式并经专门审批许可。）	文化財競売の競売会社・骨董品店および国有文化財の博物館への投資を禁止。（移動不可の文化財および国家が出国を禁止する文化財の外国人への譲渡・抵当・貸出を禁止。無形文化遺産調査機構の設立および経営を禁止；国外組織もしくは個人の中国国内における無形文化遺産の調査および考古調査・探査・発掘の実施は、中国との合作形式を採りかつ専門の審査批准・許可を経なければならない。）
30	文艺表演团体须由中方控股。	文芸公演団体は、必ず中国側の持分支配でなければならない。